

岩手県告示第147号

令和元年6月18日付け岩手県報第11896号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第87号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
  - （1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 盛岡市新庄字中津川46の11、根田茂第3地割7の8、7の9
  - （2） 所在が不分明である通知の相手方 斉藤誠、藤田三之丞、藤田修三郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所